

指定廃棄物処分等有識者会議における検討の経緯

- ・本有識者会議においては、平成 25 年 3 月の設置以降、平成 25 年 10 月までの間に 6 回の会議を開催し、施設の構造・維持管理による安全性の確保等に関する資料及び候補地選定に係る評価項目・評価基準等の基本的な考え方が取りまとめられた。
- ・この考え方にに基づき、各県の市町村長会議において意見交換を行い、宮城県では平成 25 年 11 月に、栃木県では平成 25 年 12 月に、千葉県では平成 26 年 4 月に選定手法が確定した。
- ・各県における選定手法に基づいて環境省においてそれぞれ詳細調査の候補地の選定作業を行った結果、宮城県では平成 26 年 1 月に 3 か所、栃木県では平成 26 年 7 月に 1 か所、詳細調査の候補地をそれぞれ提示した。（参考資料 2）
- ・こうした中、栃木県において、候補地の選定経緯について丁寧に説明すべく、平成 26 年 11 月 9 日に市町村長会議を開催したところ、栃木県福田知事から指定廃棄物の濃度がある程度の濃度になった場合に処理施設のある土地を原状回復するという考えはないのかとの問いかけがあり、これに対し、望月環境大臣より、環境省として検討したい旨、回答したところ。

知事：ある程度の濃度になったときに、それが 50 年になるか、100 年後になるのか分かりませんが、保管している指定廃棄物を掘り出して、路盤対策等に再利用すると、こういった跡地を原状回復するような考えはないのか、お尋ねいたします。

望月大臣：非常に重要なご指摘で、しっかり受け止めて環境省として検討していきたいと思っております。